

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成28年5月25日(水) 午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員(8人)

会 長	6番	齊 藤	常 夫
会長職務代理者	5番	中 山	雅 史
委 員	1番	谷 口	真 一
委 員	2番	菊 地	典 夫
委 員	3番	豊 島	利 夫
委 員	4番	栗 原	哲
委 員	7番	羽 田	茂
委 員	8番	官 田	一日出

農業委員会事務局職員(3人)

局 長	中 村	滋 成
局長補佐	石 神	正 夫
主 査	中 山	幹 夫

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

1人

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	現況証明発行可否について
議案第5号	農地の競売参加についての買受適格証明発行可否について
議案第6号	買受適格証明書の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

- 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
- 議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

（追加議案）

- 議案第 10 号 農地利用最適化推進委員の辞職の同意について

- 報告事項 ①農地法第 4 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について

7. 会議の概要

1. 事務局（中村事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成 28 年 5 月の定例総会を開催いたします。それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 齊藤会長

皆さん、どうもご苦労様です。

田植えも終わり皆さん一段落かと思えます。そう言いながら色々ご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議案については、事前に出しております、議案第 1 号から第 9 号までと報告事項 2 件となっておりますが、本日 1 件議案を追加させていただきたいと思えます。議案第 10 号を追加させていただきます。よろしくをお願いします。また、会議終了後、皆様に協議、報告事項がございますのでよろしくお願いいたします。本日は、議題が多くなっておりますが、皆様の慎重な討議をお願いいたしましてあいさついたします。

1. 事務局（中村事務局長）

本日の出席委員は、農業委員 8 名中 8 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いしたいと思います。

1. 議長（齊藤会長）

それでは暫時進めさせていただきます。

まず議事録署名人の選任ですが、いかなる方法で選任したらよいかお諮りいたしま

す。

(議長一任の声)

議長一任の声がありましたので、早速指名させていただきます。

5番中山職務代理、7番羽田委員を議事録署名人に選任いたします。

よろしくお願いいたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせて頂きます。

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局 (中山主査)

議案書に従い説明する。(議案朗読)

1. 議長 (齊藤会長)

現地調査を行っていますので、7番羽田委員報告願います。

1. 羽田委員

それでは、現地調査報告をいたします。

5月18日に現地調査を行いました。

齊藤会長、中山職務代理者、宮田委員と事務局から中村事務局長、中山主査と計6名で行いました。

議案第1号農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について、受付番号1番、これは売買の土地になります。譲受人は柏市に本社を置く空調設備の会社となっております。この会社の従業員及び来客者用として事務所の隣接地を駐車場にしたいとのことです。地図は2ページ、中央の太い線に囲まれた土地です。

■番地■が事務所でその隣接地は住宅地、もう片方は農地となっており、ブロック塀等で土留めをして砕石を敷いて使用したいとのことです。特に問題はないかと思えます。

受付番号2番について説明します。

地図は3ページになります。右下の太枠の所ですね。この場所は■ですね。平米数は497㎡とあります。今現在譲受人は、みらい平のマンションに住んでおり、狭いということ、保育所、学校が近くなるということで土地を購入したというわけです。周りからみて今現状は畑ですけど、上下水道が前面道路に整備されておりまして、特に問題ないと思えます。

次は受付番号3番，地図は4ページです。場所は■■■地区の■■■でございます。こちらでも売買でございます。場所はですね，この地図ではわかりづらいのですが，■■■地区の■■■公民館から東に入った所になります。今現在は畑になっておりまして，周りの状況から見て住宅の隣接地でありまして問題がないかと思われまます。

受付番号4番，地図で言うと5ページの右上の太枠になります。申請者は，現在取手市のアパートに住んでおり実家の横の土地を祖父から使用貸借にて分家住宅を建築するものです。先月非農地証明願いのあった隣接地であります。道路に隣接しており特に問題はないかと思ひます。

以上4件の報告を致します。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは，事務局お願いします。

1. 事務局（中山主査）

今の4件の農地区分については，受付番号1番については，10ha以上の農地の広がりが見受けられますので1種農地と判断いたします。2番については500m以内に小学校及び保育所があり，下水道，水道が前面道路に布設されておりますので3種農地と判断いたします。続きまして3番，こちらは10ha以上の農地の広がりはなく，介在農地と判断できますので，2種農地と判断いたします。4番については，10ha以上の農地の広がりが見受けられますので1種農地と判断いたします。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは順次質疑に入ります。

まず番号1番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

番号2番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

番号3番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

番号4番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないので採決に入ります。議案第1号について，許可相当として意見進達す

ることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により議案第1号は、許可相当として意見進達することに決定いたします。

1. 議 長 (齊藤会長)

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局 (中山主査)

議案書に従い説明する。(議案朗読)

法第3条の各号については別紙調査書のとおりとなります。農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

1. 議 長 (齊藤会長)

現地調査をおこなっていますので、8番宮田委員報告願います。

1. 宮田委員

5月18日に会長、職務代理者、羽田委員、及び事務局と現地調査を行いました。最初に番号1番から入ります。7ページをお開き下さい。

ここの場所は取手ゴルフ場さんからから牛久の方に向かって右に入った所でございます。

面積については、664㎡でございます。この周りはかなり荒れた土地であります。さしてその下に■■■■番地■■■■は耕起されてきれいになっております。譲受人は申請地で野菜の栽培を行う計画であり、問題はないかなと思われます。

続きまして、番号2番の案件について報告いたします。

こちらは8ページを参照して下さい。こちらの土地は大きな田んぼの中に610㎡が入っている田んぼです。畦畔がないので正確な境界の特定は難しいですが、この辺りは、きれいに田植えされており問題ないかなと思われます。

続いて番号3番の案件ですが、9ページを参照して下さい。こちら大きい田んぼの中にある60㎡でございます。こちらきれいに耕作されており、こちら問題はないかと思われます。

続いて番号4番の案件について報告いたします。これは10ページを参照してください。左上の方に黒くなっているもの、わかりますか。こちらはきれいに耕作されている土地です。418㎡、49㎡についてはきれいに耕されております。それと4,975㎡ですが、右下の方に黒く囲まれた土地であります。こちらきれいに耕作されており、田んぼで田植えがされております。問題はないかと思われます。

1. 議 長 (齊藤会長)

ありがとうございました。それでは順次質疑に入ります。番号1番について意見質問のある方、挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

番号2番について意見質問のある方、挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

番号3番について意見質問のある方、挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

番号4番について意見質問のある方、挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようなので採決に入ります。議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

1. 事務局 (中山主査)

議案書に従い説明する。(議案朗読)

1. 議 長 (齊藤会長)

現地調査を行っていますので、5番中山職務代理、報告願います。

1. 中山職務代理者

5月18日会長、宮田委員、羽田委員、および事務局と現地調査を行いました。

受付番号1番地図は12ページになります。■■■■地区との字界に隣接した■■■■地区の土地です。生垣及びブロック塀に囲まれ申請地部分には建築物はないが平成4年頃から庭として宅地との一体利用としており水路としての機能もなく、農地としての現況利用はできないと考えます。

続きまして、受付番号2番については■■■■地内の市街化区域内の土地であります。昭和46年頃より宅地との一体利用がなされています。福岡堰土地改良との協議も済んでおり特に差し支えないとの思われます。以上報告いたします。

1. 議 長（齊藤会長）
それでは審議いたします。
番号1番について意見質問のある方の挙手を求めます。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）
番号2番について意見質問のある方の挙手を求めます。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）
質問がないので、議案第3号について採決をいたします。議案第3号「非農地証明発行可否について」原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）
全員賛成により議案第3号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）
続きまして、議案第4号「現況証明発行可否について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）
議案書に従い説明する。（議案朗読）

1. 議 長（齊藤会長）
現地調査を行っていますので、8番宮田委員報告願います。

1. 宮田委員
現地調査報告をいたします。
同じく5月18日に会長、職務代理者、羽田委員、および事務局と現地調査を行いました。地図は15ページを参照してもらえますか。場所は、豊体から取手方面に向かう県道から右の方向に入っていたところです。詳細は不明ですが現地は畑として利用されている状況であり、登記簿地目は田でありましたが最近盛り土された経緯はなく、かなり以前から現況のまま土地利用されており申請前に福岡堰土地改良区との協議しており現況での地目の変更はやむをえないと考えます。

1. 議 長（齊藤会長）
報告が終了しました。番号1番について意見質問のある方の挙手を求めます。

1. 議 長（齊藤会長）

次に番号4番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

番号5番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

番号6番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

番号7番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

番号8番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

番号9番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手あり）

羽田委員

1. 羽田委員

番号9番ですが、譲受人が農作業に従事すると書いてありますよね。この方は長野県の方ですよね。この方が実際長野県から来て作業をできるのかなと疑問です。今回はこの方が競売により取得できるかどうかはわかりませんが、今後このような遠方の方もでてくると思いますので、事務局ではどのように考えているかお聞きしたいと思います。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局お願いします。

1. 事務局（中山主査）

この9番の方は、長野県の方で合同会社を営んでおりまして、ぶどうの栽培を行っています。つくばみらい市では、こちらの現地の方を社員として雇って管理をさせ、栽培期間中にシルバー等の作業員の方を雇ったりして栽培するとの事です。

1. 事務局（中村事務局長）

県外に所在地がある方でも栽培計画がしっかりしている者については適格と判断して

よろしいかなと考えております。

1. 議 長（齊藤会長）

その他ありますか。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので、一括して議案第5号について採決いたします。

農地の競売参加についての買受適格証明書を発行することに賛成の方、挙手願います。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

採決の結果、議案第5号は全員賛成により買受適格証明書を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第6号「買受適格証明書の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案書19ページ上から二行目の文言の修正をお願いします。議案第3号となっているものを、議案第5号に修正願います。

議案書に従い説明する。（議案朗読）

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終了しました。質問のある方の挙手を求めます。

（質問なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので、採決いたします。

議案第6号「買受適格証明書の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

採決の結果、議案第6号は、全員賛成により原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

説明前に大変恐縮ですが、議案書に修正箇所があります。議案第7号を別紙に差し換えをお願いいたします。

議案書の総括表に従い説明する。（議案朗読）

1. 議長（齊藤会長）

この件については一括して審議を進めていきます。説明が終了しました。質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので、採決いたします。

議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

採決の結果、全員賛成により議案第7号は原案のとおり決定いたします。議案書の（案）は削除願います。

1. 議長（齊藤会長）

議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案書の総括表に従い説明する。（議案朗読）

1. 議長（齊藤会長）

こちらでも一括して審議を進めていきます。説明が終了いたしました。意見・質問のある委員の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないので採決いたします。議案第8号の農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第8号は原案のとおり決定いたします。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案書の総括表に従い説明する。（議案朗読）

1. 議 長（齊藤会長）

本件も一括して進めます。質問のある委員の挙手を求めます。

（挙手あり）

8番宮田委員

1. 宮田委員

23番の賃借料についてですが、賃借料が10万円ですが、この金額については、かなり高額かなと思うんですけど。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局説明願います。

1. 事務局（石神局長補佐）

計画一覧表は市から出された資料となります。賃借料については農業委員会では関知しておりませんので説明できかねます。

1. 議 長（齊藤会長）

中村事務局長、補足説明がありますか。

（挙手あり）

中村事務局長

1. 事務局（中村事務局長）

この貸借料については、10年間一括の総額ではないかと思います。

1. 事務局（石神局長補佐）

こちらの表記については、10aあたりの金額ということになっております。市に確認を取らなければ何とも言えないです。

1. 議 長（齊藤会長）

賃借料については、事務局で関与できないこともあるので、あとで事務局が調べて追加報告がありましたらお願いします。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、採決いたします。

議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」

これについて賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第9号は原案のとおり承認いたします。議案書の（案）は削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

冒頭にも皆さんに説明しておりますが、ここで追加議案を提出させていただきたいと思えます。

追加議案第10号「農地利用最適化推進委員の辞職の同意について」を議題といたします。

事務局の説明願います。

1. 事務局（中村事務局長）

それでは追加議案第10号「農地利用最適化推進委員の辞職の同意について」をご説明します。

福岡地区を担当している農地利用最適化推進委員である飯泉正推進委員から平成28年5月23日に辞職願が提出されました。

飯泉推進委員の辞職理由については、一身上の都合となっております。

飯泉推進委員は、一身上の都合により農地利用最適化推進委員の活動が難しい状況であるとのことでした。

今後、時間の経過を得ても、農地利用最適化推進委員として職務の遂行が極めて困難であり、このまま委員の職に留まっても、農業委員、農地利用最適化推進委員並びに関係者の皆様にご迷惑をおかけするため、5月31日をもって推進委員の職を辞したいとのことでした。

なお、5月20日に齊藤会長、中山職務代理者、飯泉推進委員と事務局で話し合いの場を持っております。そういう経過を得て最終的には5月23日の辞職願が提出されているということです。

農業委員会等に関する法律第23条では、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」ことになっております。

ご説明は以上です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

これから、この案件についての審議をしていただきますが、推進委員に対する今後の対応については、この後、皆様とご協議していきたくと思います。
今回について辞職の同意のみをご協議願います。
それでは説明が終了いたしました。質問のある委員の挙手を求めます。
(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

それでは、採決いたします。

議案第10号農地利用最適化推進委員の辞職の同意について、同意に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

全員賛成により、議案第10号農地利用最適化推進委員の辞職については同意を了承することになりました。

1. 議長(齊藤会長)

これより報告事項となります。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局(中村局長)

議案書中の報告事項に従い説明する。

1. 議長(齊藤会長)

以上を持ちまして議案審議はすべて終了しました。

5月定例総会を閉会いたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。

平成28年5月25日

つくばみらい市農業委員会

会 長 齊 藤 常 夫



議事録署名委員

中山 雅史



議事録署名委員

羽田 茂

